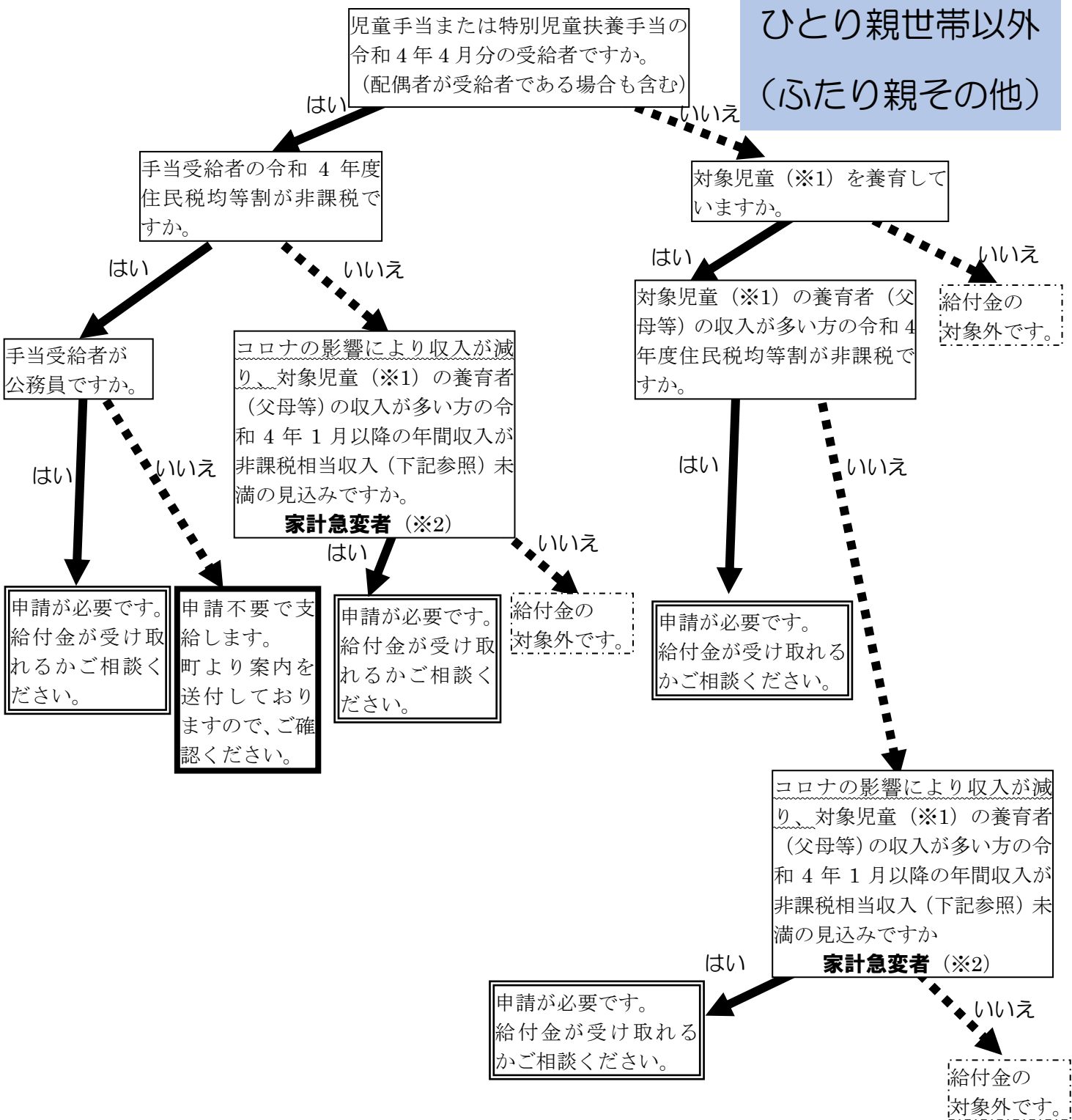


ひとり親世帯以外
(ふたり親その他)



- (※1) 対象児童 … 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（今年度0歳～高3）
（障がい児の場合、20歳未満まで）
- (※2) 家計急変者 … 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、家計が急変した者（コロナの影響前と比べて収入が減少していなかったり、コロナと関係ない収入減少であれば対象外です）

非課税相当収入（所得）限度額（養育者の年間収入（所得））

世帯の人数 (養育者・配偶者・扶養親族の数)	(大江町の場合)	
	非課税相当収入限度額	非課税所得限度額
2人 (例：親1人、子1人)	1,378,000円	828,000円
3人 (例：親2人、子1人)	1,680,000円	1,108,000円
4人 (例：親2人、子2人)	2,097,000円	1,388,000円
5人 (例：親2人、子3人)	2,497,000円	1,668,000円
6人 (例：親2人、子4人)	2,897,000円	1,948,000円

ひとり親の方は「ひとり親世帯分」の要件もご確認ください。
(ひとり親世帯分とひとり親世帯以外分の両方に該当しても支給は1回限りです。)